

○ 財務省告示第三百二号
件等を次の一とおり告示する。
平成二十一年八月十五日
に発行した項の規則へ平成
十一年に基づき、大蔵省
が行うる取扱規則は、
國庫短期証券（第四十五回）
財務大臣与謝野馨

二 一 条 二 令
の法發号名稱及び記
條律行項及のび根
會社一十一法百資十財
債項五項律計四政
金號法

三 二 一
用振替等替法の適
發行方法の適
の法發号名稱及び記
條律行項及のび根
そ拠

四 三 二 一
發行方法の適
用振替等替法の適
の法發号名稱及び記
條律行項及のび根
そ拠

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。一格替適下へ平成十三年法
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法
市る参て札發によ「争は受けるもとい」
場も加、「争は受けるもとい」
特の者財同「争は受けるもとい」
別にご務時と行「争は受けるもとい」
参よと大にい「争は受けるもとい」
加るに臣行「争は受けるもとい」
者発応がわ「争は受けるもとい」
・行募各れ及一札わす「争は受けるもとい」
第へ限國るび価一れ「争は受けるもとい」
I以度債入価格とる「争は受けるもとい」
非下額市札格競い入「争は受けるもとい」

九八
 口イ
 振額最
 替額入
 単面札
 位金發
 千萬法
 の規定
 による振
 替口座簿
 行争非者
 入価・別
 格第參市
 發競I加
 場行爭額
 円四五五
 千万兆
 三七三
 十千千
 八百四
 億円百
 四二
 千十八
 百億
 四四
 十百
 六七
 万十
 払
 行争非者
 入価・別
 格第參市
 發競I加
 場行爭額
 面六面
 金千金
 額万額
 で円で
 四五
 千兆
 四十三
 十億
 四百
 四十八
 發
 行争非者
 入価・別
 格第參市
 發競I加
 場行爭額
 面六面
 金千金
 額万額
 で円で
 四五
 千兆
 四三十
 億
 四百
 四十八
 方募入
 札格決
 定の行
 各當も各
 申込競
 争入札
 發行と
 い。)

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発						
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發						
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 金 額	還 期 限	入 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	債 別 債 札 格 第 參 市 發 競 加 場	格 行 行 競 價 格 日						
平 成 二 十 一 年 八 月 十 日 受 け た 者	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 を き 受 け た 者	日 本 銀 行 百 の 百 円	額 面 金 額 を 支 き 払 に う 、 。 そ が き の 翌 百 円	償 還 金 る し と 、 償 一 年 、 期 十 一 月 月 九 日	當 た だ 成 成 年 十 一 年 月 月 九 日	平 成 大 臣 百 百 五 毛 上 の 九 九 九 九 に	十 六 面 錢 一 厘 百 五 毛 上 の 九 九 九 九 応	額 債 格 錢 額 百 百 圓 圓 上 の 九 九 九 九 九	額 債 格 錢 額 百 百 圓 圓 上 の 九 九 九 九 九	募 六 面 錢 一 厘 百 五 毛 上 の 九 九 九 九 九	十 六 面 錢 一 厘 百 五 毛 上 の 九 九 九 九 九	額 債 格 錢 額 百 百 圓 圓 上 の 九 九 九 九 九	の 記 。整 數又 倍は の記 金錄 額は 、 に、 日最 る低 も額 の面 と金